

まえがき

1 研究者の権利・地位の保障と倫理

学問研究によってもたらされる真理は、人類普遍の財産として公共的・社会的な性格を持ち、極めて高い文化的な価値を持ちます。憲法 23 条は「学問の自由は、これを保障する」と定めていますが、学問の自由は、憲法にその法的根拠を持つのみでなく、人類普遍の財産を維持発展させるという文化的価値にも基礎づけられています。

学問の自由とは真理探究の自由であり、その内容として、研究活動の自由、学問的見解発表の自由、学問的研究成果を伝える教育の自由が含まれるとされています。

同時に、学問研究の意義と目的が世界の平和と人類の福祉の増進に寄与することであることは今日では社会的合意となっています。したがって、それに携わる研究者は固有一かつ重大な社会的責任を負っています。このことは戦後の科学者運動や国際的な討議などを通して明らかにされてきました。このように、研究者が真理を探究し、技術を開発・応用し、教育し、伝達するという社会的責任を果たしていくためには、それにふさわしい権利と地位が保障されなければなりません。

研究者が持つ専門的な科学的知識や技術は、世界の平和と人類の福祉に貢献する反面、使い方によっては人類に死活的な負の影響を与えることもあります。したがって、専門職としての研究者は、職能集団として、あるいは個人として、社会に対して固有の道徳的責任を負っています。

研究者が研究とその成果を世界の平和と人類の福祉の向上に役立てるためには、自らの行動基準を客観的に確認し、社会に公約する行為規範として、固有の倫理を自らに課していかなければなりません。

2 研究者をとりまく情勢と権利の現状

1990 年代初頭から最近までの深刻な長期不況と、グローバル化の圧力のもと、日本政府は新自由主義的「構造改革」を行ってきました。産業政策においては、科学技術を動員して新産業の創出で乗り切ろうと、「科学技術創造立国」政策の名の下に競争的資金の重点的配分をおこなう一方、基礎科学・人文・社会科学予算の削減や基盤経費の圧縮を進めてきました。その結果、研究条件の格差が大きく拡大し、研究者の身分の不安定化など研究体制の跛行化が進行し、我が国の科学研究や技術開発に大きな歪みをもたらしています。

さらに、財界はアメリカの戦争政策に便乗して、科学技術を軍事目的に適用することを追求し、政府も新たな科学技術政策の中に「国土と社会の安全」を謳い、軍事研究の推進を示唆しています。かつては「学者の国会」といわれた日本学術会議も、その改組後、軍事研究を容認するにいたりました。このように、政府、財界は、産官学を含めた科学技術の軍事利用を推進するための体制作りをはかり、日本の科学技術政策は新たな段階に突入しようとしています。

一方、政府の行財政改革路線の中で、ほとんどの国立研究機関およびすべての国立大学が法人化され、管理運営の強化・集権化などにより、学問研究の自由と大学の自治が

侵害される恐れが現実のものとなってきています。公立大学・公設試験研究機関でも法人化が進行しつつあり、機関の統廃合や管理強化などが強引に進められ、教職員の権利や地位が侵害される事例が少なからず発生しています。

私立大学では、少子化と競争による大学経営の困難さを口実にした学部・学科の縮小・廃止などにより、教職員の権利侵害が頻発しています。

民間企業では、国際競争力強化の名の下に相次ぐ労働諸法制の改定や成果主義賃金の導入などにより、働くルールの破壊とともに労働者間の競争と分断が進められています。研究者・技術者にも、「合理化」の影響はさまざまな形のリストラとなって職場にあらわれています。

このように、研究者のおかれた環境の違いにより権利侵害のあらわれ方はさまざまですが、総じて研究者の権利の現状は極めて憂慮すべき状況にあるといえます。

3 「研究者の権利・地位と倫理」について

科学の発展が人類に大きな恩恵をもたらす一方、さまざまな負の側面が認識されてきました。戦後、世界の研究者はこのことを深く自覚し、その社会的責任を果たす上で、それにふさわしい権利と地位を求め、自らの倫理を確立しようと努力してきました。

我が国では、日本学術会議が1962年に政府に対して研究者の待遇改善、権利の向上や研究条件の整備を含む「科学研究基本法」の制定を求め、1980年にはこれと表裏をなす文書として科学研究者の責務を明らかにした「科学者憲章」を発表しました。

世界の科学者や国際機関では、世界科学者連盟が1948年の第1回総会で「科学者憲章」を採択して、科学者の責任、科学と科学者の地位などを明らかにし、1974年にはユネスコ第18回総会で、加盟国に本勧告を適用するために必要な立法措置等を講ずることを求めた「科学研究者の地位に関する勧告」が採択されるなど、今日まで数多くの文書が発表されてきています。最近では、1997年のユネスコ第29回総会で「高等教育の教育職員の地位に関する勧告」、また、1999年の世界科学会議では「科学と科学的知識の利用に関する宣言」および「科学アジェンダ 一行動のための枠組み」が採択されました。しかしながら、我が国の現状を見ると、研究者の権利と地位に係わる状況は、これらの憲章や勧告、宣言が求める内容とは大きく乖離しているのが実態です。

21世紀に踏み出した今日、平和・安全・安心・環境など、世界の平和と人類の福祉の増進に貢献する科学・技術に対する国民の期待と信頼はいつそう高まり、これに真摯に応える研究者の役割は益々重要となっています。

日本科学者会議は先人の歴史的な所産を継承し、これをさらに発展させるために、十数年前から「研究者の権利・地位と倫理」について調査・研究・討論を重ね、一応の結論を得るにいたりました。ここにこの結論を提示し、研究者各位の参考に供する次第です。

4 研究者のみなさんへ

日本科学者会議は1965年に結成された組織で、科学の自主的・民主的発展につとめ、その普及をはかることを第1の目的として掲げています。この目的を果たすためには、研究者の権利・地位と倫理の確立は不可欠の前提であると考え、そのための努力を重ね

てきました。この文書はそのひとつの成果です。

すでに述べましたように、今日の日本の研究環境はきわめて危機的な状況にあり、ひとり日本科学者会議のみの努力によって打開しうるものではありません。私たちは、本報告をまとめるにあたり会内外から多くの貴重な意見を伺い、その打開のためには、研究に携わるすべての人々の協力・共同と世論の理解と支持が必要不可欠と考えました。そこで、この文書を、日本科学者会議の会員はもとより、ひろく研究者各位の参考に供し、検討願いたいと考えています。

研究者がおかれている環境は多種多様です。また、研究分野も研究対象も研究手法などもさまざまです。したがって、「真実を公表する権利がある」といわれても、あるいは「人道に反する研究を拒否し、反対し、告発する権利がある」といわれても、現実にはそのことが困難な職場も少なくないと思います。しかし、それでも、日常の研究活動の中で、そういう権利があることを認識しつつ、いろいろと配慮せざるを得ない場合と、はじめから「そういう権利などは認められていない」と認識しているのでは、現実の対応においては大きな違いが生じてくると思います。

最近、ヨーロッパでは「企業の社会的責任（CSR ; Corporate Social Responsibility）」ということが提唱され、それが世界共通の概念となり、日本でも多くの企業がこれを取り入れています。それは企業の利潤追求は無制限に許されるものではなく、企業も環境や人体などに悪影響を及ぼしてはならないという、社会的な責任を持つものだとことです。これは研究者の社会的責任に通ずるものがあり、企業がこういう責任を果たす上で、その企業で働く研究者・技術者が果たす役割も大きいといわなければなりません。

大学や公的研究機関などの研究者は企業の研究者以上に社会的責任を問われる存在です。最近、大学で論文盗用やねつ造などの不祥事がしばしば問題になっていますが、それは不祥事を起こした本人や機関の管理者の責任であるだけでなく、それを招来した職場の責任でもあります。また、企業においても重大事故や不祥事が多発し、社会的な不安をもたらしています。この根本原因が、先に述べたような政府の新自由主義的な政策により、このようなモラル・ハザードを引き起こしているとしても、あるいは企業の利潤追求第一主義が原因であるとしても、国民の視点から見ると、やはり研究者や技術者の責任も問われざるを得ないことは否定できません。そして、これらの諸原因の積み重ねが日本の学問研究の危機的な状況を生み出しているのではないのでしょうか。

私たちはこういう状況を黙視することができないのです。私たちの研究と討論の結論を、研究者の権利・地位と倫理を考える上で、ひろく研究者各位が検討されることを期待します。